

令和 7 年度 文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業 仕 様 書

1. 委託業務名

令和 7 年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業

2. 事業の趣旨

「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては、「地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。」

と、文化庁の京都移転とともに文化庁の機能強化の必要性が明記された。また、平成 29 年 6 月 23 日には、文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法が公布・施行された。

このような状況のもと、文化庁では、文化芸術に関する施策を更に強力に推進するため、新・文化庁の構築に向け、機能強化に取り組んでいるところである。

「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（平成 29 年 7 月 25 日の文化庁移転推進協議会）では、機能強化の方向性として、文化政策形成機能の強化や開放的・機動的な文化政策集団の形成、関係府省庁・地方公共団体・民間・大学・文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制による新たな領域への積極的な対応の強化などが示され、「大学との連携を生かした文化政策調査研究」が具体的な取組の 1 つとして挙げられている。

文化庁においては、こうした新たな政策ニーズ等に対応するため、民間や大学等にも開かれた体制づくり、連携を生かした文化政策形成機能の強化に取り組むことが求められている。

本事業は、上記を踏まえ、大学等との連携を通じて、大学等の持つ知的財産・人的資源等を活用した共同研究を公募、実施することにより、文化庁の政策研究機能の強化及び文化政策研究の推進を図るとともに、文化政策における研究者ネットワークの構築を目指すものである。

3. 委託業務の内容

（1）概要

文字・活字文化振興にかかる諸外国事情調査

（２）目的

近年、文字・活字文化の発信拠点、担い手である地域の書店や出版社などが急減するとともに、調査によると、本を読まない人の割合も大幅に増加している。

文字・活字に親しみ、触れる機会の減少は、我が国の文字・活字文化の衰退へとつながるおそれがある。このような状況を踏まえ、本調査では、フランスおよび諸外国における読書文化醸成に向けた取組など文字・活字文化振興の好事例を収集し、我が国の文字・活字文化振興に資する。さらに、同国における販売価格規制、委託販売制度などの現状とともに、その影響と評価を調査することにより、書店等活性化施策への検討に資するものである。

（３）成果物

以下①～③について提出すること。

（提出先（メールアドレス等）は文化庁が指定することとする）

① 業務成果報告書（電子媒体１部）

② 報告書の概要（電子媒体１部）

③ 調査研究において収集した情報（電子媒体１部）

※報告書には必要に応じて、理解しやすい図、表等も盛り込むこと

※③については関係者からのヒアリング内容や入手した情報・データ等を整理した上で、提出すること

（４）委託契約期間

契約日 ～ 令和８年２月２７日

（５）業務内容

以下の各項目について必要な調査を行った上で、報告書に取りまとめ、業務成果報告書を作成して提出する。

① フランス国内における販売価格規制、委託販売制度の有無の調査

特に、いわゆる反アマゾン法に関するアマゾン側からの訴訟も含めた直近の状況を調査。※調査（委託契約）期間内に、反アマゾン法における最終判決が出た場、被告側の受け止めや、その他の報道についても調査

② ①について、フランス国内における読書活動などを担当する公的機関（行政機関）・統括団体、民間書店、及び一般読者（学生や高齢層など幅広い年齢層）への影響と評価を調査。調査対象地域は、受託者が候補エリアを選出、文化庁と協議のうえ決定すること。

調査対象および調査数の目安は、以下の通り。

- ・読書活動などを担当する公的機関（行政機関）・統括団体、民間書店への調査
調査対象者：読書活動などを担当する公的機関（行政機関）・統括団体、
いわゆる都市部ではない町の小規模な書店。

調査数：読書活動などを担当する公的機関（行政機関）・統括団体（１か所以上）、

いわゆる都市部ではない町の小規模な書店（計３か所）

調査方法：現地におけるヒアリング、またはそれと同等の方法で実施すること。

- ・一般読者

調査対象者：フランス国内在住の学生、社会人、高齢者等、幅広い年齢層

調査数：１７０名

調査方法：現地におけるヒアリング、またはそれと同等の方法で実施すること。

- ③ 送料無料、または、無料に近い額を禁止する制度を有する諸外国（例えば、韓国等）における書店関連団体、民間書店、及び一般読者への影響と評価を調査

※調査にあたり、同国内における民間書店側・読者側の意識調査・統計調査などが既に同国にて実施されていれば、その結果を収集する。実施されていなければ、上記②同等の規模の調査を実施すること。

- ④ フランス国内における、特に町の小規模書店を核とした読書文化醸成の好事例の収集（イベント、ワークショップ、地域活動など）

- ⑤ ④のほか、フランス国内における文字・活字文化振興の好事例の収集（教育プログラム、政策、キャンペーンなど）

- ⑥ ①～⑤の調査結果を踏まえ、フランス国内の状況および諸外国との比較等を分析する。

- ⑦ 調査報告書の作成

上記、①～⑥を基に、調査報告書（縦・A４判・横書き）を作成し、納入する。調査報告書の作成に当たっては、文言、図表、書式等について文化庁と十分協議の上、作成を行うこととし、文化庁の求めに応じて随時必要な追加、修正を行う。調査報告書では、どのような調査を行ったか、どのような分析を行ったか、どのような結果となったか、どのようなことが結果から読み取れるかについて、第三者に伝わるよう文章でも表現すること。

調査報告書はワードファイルとし、図表等を除いて、編集可能な形で文化庁に納入する。図表等についても、編集可能な元データをワードファイル、エクセルファイル又はパワーポイントファイル等で納入する。

(6) 調査方法

入札に当たっては、上記に示した調査内容及び業務内容に基づき、有効な調査方法を具体的に提案すること。特に、ヒアリング調査については、上記を満たす対象者の選定をはじめとする調査の実現方法を、できる限り詳細に示すこと。

(7) 事業規模

4, 200千円(税込)を上限とし、1事業者を採択する。

4. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ①本委託事業に係る入札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術提案書審査においてこれを満たしていないと判断された場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術提案書審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は、別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-① 調査研究内容の妥当性、独創性

- * i) 仕様書記載の調査内容について全て提案されており、本事業の趣旨と整合性があり、妥当であること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * ii) 偏った調査内容となっていないこと。

1-② 調査研究方法の妥当性、独創性

- * i) 先行事例や研究などを踏まえ、的確な研究目的及び研究の意義、研究仮説（具体的目標と目標達成の取組）が明確に示されており、妥当であること。〔調査研究手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * ii) 文化庁の政策研究機能の強化及び文化政策研究の推進、文化政策における研究者ネットワークの構築に資する内容となっており、研究成果が関係者内外に広く共有するよう計画されており、妥当であること。〔調査研究を通じた文化庁の機能強化に資する工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-③ 作業計画の妥当性、効率性

- * i) 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-① 組織の調査研究業務の経験

- i) 組織として過去に仕様書記載のテーマの調査研究を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-② 組織の調査研究実施能力

- * i) 事業を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。
- * ii) 組織として事業を遂行するために必要な知見・情報収集力を有していること。〔特に幅広い知見・優れた情報収集力を有していれば加点する。〕
- * iii) 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-① 業務従事予定者の類似調査研究業務の経験

- i) 業務従事予定者が過去に仕様書記載のテーマの調査研究を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-② 業務従事予定者の調査研究内容に関する専門的知見・適格性

- * i) 調査研究内容に関する専門的知見、情報収集・執筆能力等を有すること。
- ii) 調査研究内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-① ワーク・ライフ・バランス等の取組

- i) 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-① 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応募者が選択するものとする）。

- i) 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

- ii) 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、確認したことをもって検査とする。

11. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 2. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 3. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-①-i) の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-①-ii) の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-①-i) の場合は「合計額」と、5-①-ii) の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃

上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 4．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6．協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

1 7．その他

- ・ 本委託業務の実施にあたっては、「文化庁と大学・研究機関等との共同研究」委託実施要に基づき、実施する。契約書、業務計画書のほか、委託要項及び文化庁委託業務実施要領 (<https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>) を遵守すること。
- ・ 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- ・ 調査報告書については、文化庁のインターネットサイトへの掲載を前提に、著作権の処理等を行って作成するとともに、その記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- ・ 本委託事業の実施に当たって発生した著作物及び成果物については、原則として文化庁に帰属するものとし、それらの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、文化庁に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。本委託事業の実施に当たっては、著作権の保護や成果物等の取扱いに十分に配慮すること。